

個別労働関係紛争のあっせんのご案内

～労使トラブルの解決をお手伝いします～

労使関係でお困りの方を支援します！！

● 個別労働関係紛争のあっせんとは

個々の労働者と会社との間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

● 例えば、こんな時に利用できます！

労働者の方

- ・ 事前に説明もなく突然解雇された。
- ・ 突然時給が引き下げられた。
- ・ パワハラやセクハラを受けた。
- ・ アルバイトを辞めさせてもらえない。
- ・ ミスによる損害の賠償を求められた。

使用者の方

- ・ 経営上の理由から、事前に十分説明し配置転換を命じたが、理由もなく拒否されている。
- ・ 労働条件について従業員との話し合いがまとまらない。

● ご利用方法

まずは、三重県労働相談室にご相談ください。ご相談の内容に応じて適切なサポートを行い、労働委員会のあっせんの受付も行います。労働相談室及び労働委員会のご利用は無料です！

あっせんの申請

労働相談室

経験豊富な専門の相談員が詳しくお話を伺い、制度の案内や関係機関の紹介など、解決に向けたアドバイスを行います。

労働委員会

労使間での解決が困難な時、3名のあっせん員が公平・中立な立場から調整を行い、話し合いを促進することで、円満解決へのお手伝いをします。（労働者側・使用者側・第三者の性格を持つ公益側から各1名が、あっせんを担当します。）

相談・申請窓口 三重県労働相談室 TEL:059-213-8290 (多言語対応)
(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階)

問い合わせ先 三重県労働委員会事務局 TEL:059-224-3033 FAX:059-224-3053
(〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階)